# 情報通信審議会 情報通信技術分科会 放送システム委員会 NHK 配信用設備作業班(第1回) 議事概要

1 日時

令和6年9月13日(金)10:00~11:35

2 場所

WEB 会議での開催

- 3 議題
  - (1)検討の背景及び今後の検討の進め方
  - (2) 配信サービスの現状
  - (3) 放送設備に係る技術基準
  - (4)技術的条件の方向性
  - (5) その他
- 4 出席者(順不同、敬称略)

【構成員】江﨑主任(東京大学)、丹主任代理(北陸先端科学技術大学院大学)、

阿部構成員(日本電気株式会社)、伊藤構成員(アカマイ・テクノロジーズ合同会社)、 岩浪構成員(株式会社インフォシティ)、上園構成員(一般社団法人 日本ケーブルラボ)、上原構成員(一般社団法人 ICT-ISAC)、岡構成員(株式会社インターネットイニシアティブ)、掛原構成員(株式会社 radiko)、甲藤構成員(早稲田大学)、クロサカ構成員(慶應義塾大学)、杉森構成員(日本放送協会)、関谷構成員(東京大学)、福田構成員(JOCDN 株式会社)、藤本構成員(株式会社 NTT ドコモ)

【代理出席】松尾氏(東芝インフラシステムズ株式会社)、須賀氏(株式会社 TVer)

【事務局】総務省情報流通行政局放送政策課

#### 5 配付資料

資料配信作 1-1 放送法第20条の3第1項に規定する配信用設備に係る技術的条件(概要)

資料配信作 1-2 NHK配信用設備作業班の設置について

資料配信作 1-3 NHKインターネット配信設備(現行)の概要

資料配信作 1-4 放送設備に係る技術基準

資料配信作 1-5 技術的条件の方向性 (案)

参考資料配信作 1-1 放送法第 20 条の 3 第 1 項に規定する配信用設備に係る技術的条件 【令和 6 年 7 月 2 日付け諮問第 2047 号】

参考資料配信作 1-2 情報通信審議会 情報通信技術分科会 放送システム委員会 運営方 針

#### 6 議事概要

議事次第に沿って検討が行われた。議事概要は以下のとおり。

(1)検討の背景及び今後の検討の進め方

事務局より、資料配信作 1-1 及び 1-2 に基づき、検討の背景及び今後の検討進め方について説明が行われた。

#### (2)配信サービスの現状

杉森構成員より、資料配信作 1-3 に基づき、NHK における配信設備の概要について説明が行われ、以下のとおり発言があった。

#### 【江﨑主任】

設備構成について、サービスごとに多地点構成でレジリエントな構成にしているのか。 それともオンプレにして、単独点で構成しているのか。また、クラウドに対してどのような要求としているのか。

認証基盤について、災害時に、災害地域に対しての特別な配慮等は現在実施されているのか。

#### 【杉森構成員】

これまで設備構築をする中で、統一的な方針をもって導入できていない部分もあり、 各地点において構築基準はまちまちになってしまっている。クラウドについても同様。 今般の技術基準も踏まえて、今後統一されていくものと考えている。

災害時の配信については、本日説明した系統とは別の系統で配信を行う仕組みがあり、 そちらから緊急のニュース動画等の配信を行っている。

#### 【須賀氏 (代理出席)】

資料 5 ページで、総合/E テレの同時配信、視聴環境にテレビアプリが入っているが、 テレビアプリは見逃し配信でのみ実施されているのではないか。

## 【杉森構成員】

指摘のとおり。誤記である。

#### (3) 放送設備に係る技術基準

事務局より、資料配信作 1-4 に基づき、放送設備に係る技術基準について説明が行われた。

#### (4) 技術的条件の方向性

事務局より、資料配信作 1-5 に基づき、配信用設備に係る技術基準の方向性について説明が行われ、以下のとおり発言があった。

#### 【丹主任代理】

配信用設備の範囲について、クラウド利用であっても、NHK の責任分界点は明確にする必要があるのではないか。

資料3ページの「配信用設備」の定義の末尾がすべて「設備」となっている。また、5ページでは「他者が設置する設備・サービス」の表記もあるところ、「設備」と「サービス」では規定の捉え方も異なるだろう。

#### 【事務局】

ご指摘の点は、今後の検討・資料作成において、十分留意したい。

なお、放送法上の放送設備に対する規律においては、責任分界点は明確に規定されていないところ、今般検討いただく技術的条件では、配信用設備が、どれだけの基準で安全信頼性対策を措置することが適当であるかを主眼におくべきではないかと思料する。

## 【丹主任代理】

本作業班の検討は、通信と放送の分野がオーバーラップするものであるため、両分野の要素をどの程度取り入れる必要があるかといった点も論点になるだろう。

### 【上園構成員】

配信用設備範囲のイメージ図で、配信基盤が2種類に分かれているが、それぞれどのような違いがあるのか。左側の配信基盤にSDI/IP変換があるが、インタフェース変換も配信基盤の機能に含むのか。

他者が設置する設備・サービスの利用に係る措置については、責任分界点に関する事項も含めて検討すべきではないか。

#### 【事務局】

イメージ図については、事務局として、現行の NHK 配信サービスから必須業務化後の設備系統を想定したもの。2種類の配信基盤については、NHK が自ら設置若しくは他者設置の利用といった形態を想定して分割したものであり、各基盤からの伝送において、符号化・多重化を行う想定として記載している。

責任分界点については、先ほどの丹主任代理の発言も踏まえ、引続き本作業班で検討すべきところと承知する。

## 【クロサカ構成員】

小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チームでは、エンドユーザから BB 代替でどのような水準が求められるかについての実証実験も行った。一言で申し上げると、従来の放送政策が想定しているよりも視聴者の許容範囲が広く、場合によっては、品質はある程度で良いという感覚であった。従来よりも視聴者は柔軟であるということについて念頭において、本作業班で検討を進めていくことが必要ではないか。

責任分界点については、丹先生のご指摘に同意する。責任分界点は民民の契約の世界であり、契約の自由もあるため徒に介入することは適切でない。一方、クラウドという特性上運用してみなければ分からないという部分もある。だからといって、それで良いというわけでもない。

その点、電気通信事故検証会議のように、発生した事象について明確につまびらかにしていく。その上で、当事者らにできる限り情報開示をいただいて、再発を防止する対策を講じていくという方向性も考えられる。

全体として、責任分界点の考え方については当事者同士に委ねるしかないもの、政策・制度として関与できることがなにかを引続き検討していく必要がある。

品質基準については、ある程度幅をもった書きぶりとなり得るのではないか。そういった点も含めて議論を進めていくべきと考える。

#### 【事務局】

BB 代替での検証については、デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会での報告も踏まえ、必要に応じて事務局よりインプットしていきたい。

契約についてはご指摘のとおりである。お示しいただいた電気通信事故検証会議も参考に、 対応可能な部分を検討していきたい。

### 【杉森構成員】

NHK からは特段補足等ない。

## 【関谷構成員】

単純な視点として、配信品質について、確実に担保できる技術はないだろう。契約の基準等を定めたとして、それが満たされていることを果たして誰がどのように確認、担保するのかという問題が出てくる。

現状の NHK の配信において、品質の主体的な監視等は行っているのか。 NHK に確認したい。

## 【杉森構成員】

送出として、配信網への入り口までは確認をしている。

## 【関谷構成員】

CDN がいつどのような障害が発生したかについては、CDN 事業者から連絡をもらっているのか、それとも NHK が主体的に監視しているのか。

### 【杉森構成員】

現状は、CDN 事業者から連絡をもらっている。

## 【関谷構成員】

どのような事象が事故に該当するかという点は慎重に考える必要があるだろう。

## 【江﨑主任】

あまり厳しい基準は、NHK にも外部受託者にとってもプラスにならない。大変重要なポイントである。

## 【江﨑主任】

先ほど、NHK より災害時の配信対応について発言があったが、災害時の条件等まで本作業班での検討事項となるのか。

## 【事務局】

一旦事務局で引き取り、次回作業班にて改めて説明させていただきたい。

## (5) その他

事務局より、9月 27 日(金)10:00~第2回 NHK 配信用設備作業班を開催する旨連絡があった。

(以上)